

HOTEL ニューマスターチ

宿泊約款

本約款の適用

第1条 当館の締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定められてない事項については法令又は慣習によるものとし、当館は、前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応ずることができます。

宿泊引受けのお断り

第2条 当館は、次の場合には、宿泊の引受けをお断りすることがあります。

- (1) 宿泊の申し込みがこの約款によらないものであるとき。
- (2) 満室により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする人が、宿泊に関し、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする人が伝染患者であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に関し特別の負担を求められたとき。
- (6) 天災、施設の故障その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき。
- (7) 都道府県条例に特に規定される場合に該当するとき。
- (8) 宿泊しようとする者が泥酔し、又は言動が著しく異常で、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (9) 宿泊しようとする者が著しく不潔な身体又は服装をしているため、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (10) 宿泊しようとする者が法令第6条第1項に規定する事項を告げようとしな

氏名等の明告

第3条 当館は、宿泊日に先立つ宿泊の申込み（以下「宿泊予約の申込み」という。）をお引受けした場合には、期限を定めて、その宿泊予約の申込者に対して次の事項の明告を求めることがあります。

- (1) 宿泊者の氏名、年齢、性別、国籍、住所、連絡先、職業
- (2) その他当館が必要と認めた事項

予約の解除

第4条 当館は、予約の申込者が宿泊予約の全部又は一部を解除したときは、次に掲げるところにより違約金を申し受けます。

(1) 一般客

- イ 不泊又は宿泊当日に解除した場合
宿泊者1名につきその宿泊第1日目の基本宿泊料金の100%
- ロ 宿泊日の2日前の日から宿泊日の前日までに解除した場合
宿泊者1名につきその宿泊第1日目の基本宿泊料金の50%

(2) 団体客 8名以上の場合

- イ 不泊又は宿泊当日に解除した場合
宿泊者1名につきその宿泊第1日目の基本宿泊料金の100%
- ロ 宿泊前日に解除した場合
宿泊者1名につきその宿泊第1日目の基本宿泊料金の50%
- ハ 宿泊日の7日前の日から宿泊日の2日前の日までに解除した場合
宿泊者1名につきその宿泊第1日目の基本宿泊料金の30%

当館は宿泊者が連絡をしないで宿泊日当日の午後22時になっても到着しないときは、その宿泊予約は申込者により解除されたものとみなします。

宿泊予約の解除

第5条 当館は、他に定める場合を除くほか、次の場合には宿泊予約を解除することができます。

- (1) 第2条の項目に該当することとなったとき。
- (2) 第3条第1号の事項の明告を求めた場合において、期限までにそれらの事項が明告されないとき。

当館は、前項の規定により宿泊予約を解除したときは、その予約についてすでに収受した予約金があれば返還します。

宿泊の登録

第6条 宿泊者は、次の事項を当館に登録してください。

- (1) 第3条第1号の事項
- (2) 外国人にあつては、旅券番号、日本上陸地及び上陸年月日

- (3) 出発日及び時刻
- (4) その他当館が必要と認めた事項

客室使用時間

第7条 宿泊者が、当館の客室を使用いただく時間は午後3時から翌朝11時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及日出発日を除き、終日使用することができます。清掃作業に伴い一部使用できない共有室もございます。当館は、前項の規定にかかわらず、客室をあけていただく時刻を超えて、使用なさる場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

- (1) 午前11時を過ぎて午後3時まで 室料金の50%
- (2) 午後3時を過ぎた場合 室料金の100%

営業時間等

第8条 当館の施設の営業時間は次のとおりとします。

- (1) 当館のチェックイン時刻は15:00-22:00とします。
 - (2) チェックイン後の門限はございません。
 - (3) 当館は無人フロントです。フロントサービスはございません。
 - (4) そのほか共有部の利用時間は客室パンフレット等を参照ください。
- 前各号の時間は臨時に変更することがあります。

駐車場の責任

第9条 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。

貴重品の扱い

第10条 当館では現金、パスポート、車のキー、その他の貴重品含むお荷物のお預かりはいたしません。

料金の支払い

第11条 料金の支払いは、当館が指定した支払い方法でお願いします。

宿泊者が客室を使用したのち、任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

利用規則の遵守

第12条 宿泊者は、当館内において、当館が定めて当館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

宿泊継続の拒絶

第13条 当館は、お引き受けした宿泊期間中といえども、次の場合には、宿泊の継続をお断りすることがあります。

- (1) 第2条の項目に該当することとなったとき
- (2) 前条の利用規則に従わないとき

宿泊者の責任

第14条 宿泊者の責に帰すべき理由によって当館の施設及び什器、備品を破損又は紛失されたときは、弁償していただく場合があります。

宿泊の責任

第15条 当館の宿泊に関する責任は、宿泊者が当館において宿泊の登録を行った時又は客室に入った時のうちいずれか早い時に始まり、宿泊者が出発するために客室をあけた時に終わります。

当館の責に帰すべき理由により宿泊者に客室の提供ができなくなったときは、天災その他の理由により困難な場合を除き、その宿泊者に同一又は類似の条件による他の宿泊施設を斡旋できるよう努めます。この場合には客室の提供が継続できなくなった日の宿泊料金を含むその後の宿泊料金はいただきません。